

TTC DSL専門委員会 スペクトラム管理SWG (第11回)

平成16年5月14日
長野県協同電算

住友電工、NTT持株、NTT東、NTT西、イー・アクセス、TOKAI、ビック東海、NECへの反論

住友電工、NTT(持株)、NTT東日本、NTT西日本、イー・アクセス、TOKAI、ビック東海、NECの各社が提出した寄書(「上り拡張システムの取り扱いに関して(SMS-11-SEI-02)」)に反論する。

各社は、寄書の中で以下の各文を強調している。

- 1) JJ-100.01第2版は、新システムのスペクトラム適合性を判断する上での唯一の技術基準であり、全ての新システムに対して公平に適用されるべきものである。
- 2) 合理的な根拠無く、JJ-100.01第2版の適用範囲に制限を加えることは、技術標準を策定しているTTCとして不適切である。
- 3) 提出元企業は、JJ-100.01第3版が制定されるまでの間は、上り拡張システムを含む新システムに対して、JJ-100.01第2版に基づいたスペクトル適合性判断及び利用制限が適用されることを要求する。

上の各文に対する弊社の反論を以下に述べる。

- 1) JJ-100.01第2版には欠陥がある。欠陥の存在があきらかになった技術基準は、速やかに是正されるべきである。是正されないまま、それを唯一のものとして運用することは、社会に重大な損害を与える恐れさえある。とりわけ新システムに対しては、適用すべきでない。
- 2) 弊社は、根拠となるデータを提出した上で、JJ-100.01第2版の欠陥を指摘した。したがって弊社は、速やかにJJ-100.01第3版を制定することが、TTCの役目であると考え。一方、JJ-100.01第3版が制定されるまでの間、JJ-100.01第2版の欠陥を考慮しつつ、適用範囲に制限を加えて運用することも、TTCの役目であると考え。とりわけ新システムに対しては、そうすべきである。したがって、「JJ-100.01第2版の適用範囲に制限を加えることは、技術標準を策定しているTTCとして不適切である」との意見は、間違っている。
- 3) 欠陥の存在があきらかになったJJ-100.01第2版に基づくスペクトル適合性判断は、容認できない。とりわけ上り拡張システムを含む新システムに対するスペクトル適合性判断を容認することはできない。よって、各社の要求は却下すべきであると考え。

以上。